

訪問リハビリテーション重要事項説明書

< 2024年 6月 1日現在 >

1 事業者（法人）の概要

事業者名称	医療法人豊田会
所在地	愛知県刈谷市住吉町5丁目15番地
代表者名	豊田 鐵 郎
電話番号	0566-21-2450

2 事業所の概要

事業所名	刈谷豊田総合病院
所在地	愛知県刈谷市住吉町5丁目15番地
電話番号	0566-25-8310
FAX番号	0566-25-9132
事業所番号	2312900026
管理者氏名	吉田 憲 生

3 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の居宅において必要なリハビリサービスを提供し、利用者がその有する能力に応じて、居宅において可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう援助することを目的とします。
運営の方針	①利用者の介護度の軽減若しくは悪化を防止するため、療養上の目標を設定し、計画的に行います。 ②医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を目指します。 ③懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要とされる事項等について理解しやすいよう説明を行います。 ④常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供します。 ⑤居宅介護支援事業者、保健医療福祉サービスを提供する者等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 ⑥自らその提供するリハビリサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

4 職員の職種、人数及び職務内容

従業者の職種	員数	区分				職務内容
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理責任者	1		1			業務の管理及び従業者の管理を一元的に行います
理学療法士	1		1			指定訪問リハビリテーションサービスの提供に当たります
作業療法士	2		2			
言語聴覚士	1		1			

5 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管理責任者	正規の勤務時間帯（8時30分～17時00分）
理学療法士	正規の勤務時間帯（8時30分～17時00分）
作業療法士	正規の勤務時間帯（8時30分～17時00分）
言語聴覚士	正規の勤務時間帯（8時30分～17時00分）

6 営業日

営業日	月曜日から金曜日までとします。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、及び12月29日から1月3日までを除きます。
営業時間	月曜日から金曜日 8時30分～17時00分

7 事業の実施地域

実施地域	通常の事業の実施地域は、刈谷市全域とします。※他域以外でもご希望の方はご相談下さい。
------	--

8 訪問リハビリテーションサービスの概要

サービス内容	① 運動療法（関節拘縮の予防、筋力・持久力・バランス能力の改善、呼吸訓練、日常生活活動訓練等） ② 居宅生活への助言・指導（ホームエクササイズ、介護技術、住宅改修、介護用品の紹介等） ③ 認知訓練、言語訓練、嚥下訓練 など
サービス提供手順	① サービス利用の依頼 ② 被保険者証の確認 ③ 重要事項説明書等による説明・同意・交付 ④ 訪問リハビリテーションの契約締結 ⑤ リハビリテーション実施計画書の交付 ⑥ 訪問リハビリテーションの実施 ⑦ 利用料の支払い ⑧ 領収書等の受領

9 事故発生時における対応、損害賠償

事故発生時の対応	訪問リハビリテーションサービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
損害賠償	事故により利用者又はその家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、療法士に故意・過失がない場合はこの限りではありません。当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

10 苦情等申立の制度

苦情等に対応する窓口	事業所の営業時間内において常時職員が対応できる体制を確保します。また管理責任者を設置し、速やかな対応・処理ができるよう配慮します。 常設窓口： 刈谷豊田総合病院リハビリテーション科 利用時間： 8：30～16：00 利用方法： 電話（0566-25-8310） 面接（リハビリテーション科内） 管理責任者： 後藤進一郎
苦情等の処理体制・手順	管理責任者が速やかに情報収集するとともに、居宅との調整及び在宅介護支援事業者等との調整を図り、解決するものとします。ただし、管理責任者だけでは調整又は解決が困難な場合は、管理責任者が事業所において職員からなる苦情処理検討会議（3名）を召集して対応策を検討し、検討結果に基づき速やかな対応を行うものとします。
その他の参考事項	その他の介護保険相談窓口（お住まいの市役所などへお問い合わせ下さい） 例）刈谷市長寿課（0566-62-1013） 愛知県庁高齢福祉課（052-954-6919） 県国民保険団体連合会介護保険課（052-971-4165）

11 第三者評価

第三者評価	なし。
-------	-----

12 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- 虐待防止のための指針に従います。
- 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。